

農業振興地域整備基本方針

平成29年2月

香 川 県

目 次

第1	確保すべき農用地等の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	農業上の土地利用の基本的方向	
2	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
3	諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進	
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	4
第3	農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2	広域整備の構想	
第4	農用地等の保全に関する事項	8
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	10
	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	19
1	重点作物別の構想	
2	広域整備の構想	
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	21
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的就業の促進に関する事項	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	24

第1 確保すべき農用地等の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農業上の土地利用の基本的方向

四国の東北部に位置する本県は、南に連なる讃岐山脈から半月形に緩やかに傾斜した讃岐平野が広がっており、北側の瀬戸内海には大小110余りの島々が点在している。面積は全国で最も狭いながら、比較的平地が多く土地利用度や人口密度は高く、県都高松市を中心として県内全域が一日生活圏を形成している。気候は、年間日照時間が長く、温暖であり、降水量は少ない。また、河川も流路延長が短く水量に乏しいため、多くのため池が点在している。さらに、四国における陸上・海上交通の要衝としての恵まれた地理的条件を有している。

農業面においては、農家1戸当たりの耕地面積が約78aで全国平均の約半分と経営規模が零細ではあるが、日照時間が長く温暖であるという恵まれた自然条件を生かし、多彩な農産物の栽培が可能であり、また、京阪神市場に近いという地理的条件を生かして、水稻の「おいでまい」、いちごの「さぬき姫」、アスパラガスの「さぬきのめざめ」など、本県オリジナルの高品質なブランド農産物の生産が拡大している。

このようなことから、本県の農業上の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

(1) 都市・平地農業地帯

本地帯は、讃岐平野に位置しており、日照時間が長く温暖であるという恵まれた自然条件を最大限に生かし、本県オリジナルのブランド農産物など、消費者ニーズに対応した新鮮で質の高い農産物を県内外に安定供給することに視点を置いた計画的な農業上の土地利用を推進する。

(2) 中間農業地帯

本地帯は、河川の上流部や瀬戸内海の島しょ部などに位置しており、農業生産活動が行われることにより、土砂崩壊の防止をはじめとする県土の保全や自然環境の保全、水資源のかん養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。そこで、こうした多面的機能が十分に発揮できるよう、冷涼な気象条件や立地条件などの地域の特性を生かした農業生産活動の維持増進を図るとともに、傾斜地などにある荒廃農地の発生を抑制することに視点を置いた計画的な農業上の土地利用を推進する。

2 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地などの優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要であるが、本県の農地面積は毎年減少して、平成26年では31.2千haとなっている。

こうした状況の中で、平成37年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積も、現状（平成26年25.9千ha）から減少する傾向は否めないが、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、24.1千haを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

このことから、市町は、本基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るとともに、自然環境の保全や良好な景観の形成など農業の持つ多面的な機能の適切な発揮を図る上からも、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施し、農地転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

なお、平成37年の確保すべき農用地等の面積の目標は、平成26年を基準年とした農用地区域内農地面積を基に設定するものであり、今後、おおむね5年ごとに行われる国の基本指針の変更により県の基本方針の変更を行う必要が生じたときは、その時点における農業振興地域整備計画の管理状況を基にした農用地区域内農地面積を基準として見直すこととなる。

3 諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農地の保全・有効利用

経営所得安定対策の導入による農業経営の安定化に加えて、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進や農地保全のための各種施策を通じ、荒廃農地の発生の抑制、更には再生に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

中間農業地帯においては中山間地域等直接支払制度等、都市・平地農業地帯においては多面的機能支払制度を活用して荒廃農地の発生抑制を推進する。

また、農地法（昭和27年法律第229号）に基づき市町農業委員会等が所有者等に対して行う指導・勧告等の遊休農地に関する措置、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を通して、その再生を推進する。

さらに、担い手不足地域や農地の遊休化が深刻で、これらの課題が解決できない地域においては、企業の農業への参入の促進などにより、農地の有効利用を図るものとする。

(2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の排水対策及び区画の拡大、農業用水のパイプライン化などの整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

本県は都市と農村が近接し、土地利用の競合が起こり、特に、一部幹線道路沿いにおいては、農用地に対する強い都市的需要が生じている。近年、郊外立地型大規模集客施設などが、優良農地を減少させる要因の一つとなっていることから、都市機能を集約する方針として「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針（平成19年10月策定）」を示し、適切に集团的優良農地の確保・保全を目指すものとする。

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外につい

ては、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2の規定に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定する地方公共団体の責務にかんがみ、関係部局間において連絡調整を図った上で法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

さらに、農用地利用計画の変更に当たって、当該変更に係る土地の所有者その他土地に関して権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定する交換分合制度を活用することにより、優良農地の確保に努めるものとする。

(4) 推進体制の確立等

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工団体その他市町の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画案を縦覧する際には、当該案を策定・変更する理由を付するとともに、市町住民からの意見書提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(6) 本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県は、全国に比べて農業者の高齢化が進み又兼業化比率が高いことから、地域ぐるみで行う集落営農システムの構築などの施策を通じ、兼業・高齢農家であっても、効率よく、生産活動と農用地等の保全ができるよう、農用地区域の設定においては、地域の実情に応じた土地利用の計画化を推進することとする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業 地帯名	指定 予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)
都市・ 平地	高松地域 (高松市)	高松市の区域のうち都市計画法による都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域並びに高松空港の区域等を除いた区域	総面積 28,799 (農用地面積) 7,687
	丸亀地域 (丸亀市)	丸亀市の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の臨港地区、港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 9,255 (農用地面積) 2,608
	坂出地域 (坂出市)	坂出市の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 6,513 (農用地面積) 1,453
	善通寺地域 (善通寺市)	善通寺市の区域のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 3,266 (農用地面積) 1,260
	観音寺地域 (観音寺市)	観音寺市の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 9,207 (農用地面積) 2,873
	三豊地域 (三豊市)	三豊市の区域のうち都市計画法の臨港地区及び港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 19,424 (農用地面積) 6,249
	綾川地域 (綾川町)	綾川町の区域のうち高松空港の区域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 10,133 (農用地面積) 2,110
	琴平地域 (琴平町)	琴平町の区域のうち規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 417 (農用地面積) 240
	多度津地域 (多度津町)	多度津町の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 1,769 (農用地面積) 570

	小 計		総面積 (農用地面積)	88,783 25,050
中間	さぬき地域 (さぬき市)	さぬき市の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	14,085 2,800
	東かがわ地域 (東かがわ市)	東かがわ市の区域のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	10,913 1,794
	土庄地域 (土庄町)	土庄町の区域のうち都市計画法の臨港地区並びに港湾法の港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	2,630 555
	小豆島地域 (小豆島町)	小豆島町の区域のうち都市計画法の臨港地区並びに港湾法の港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	4,753 536
	三木地域 (三木町)	三木町の区域のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 (農用地面積)	7,472 1,585
	まんのう地域 (まんのう町)	まんのう町の区域のうち規模の大きな森林等の区域を除いた区域	総面積 (農用地面積)	14,864 2,450
	小 計		総面積 (農用地面積)	54,717 9,720
合 計			総面積 (農用地面積)	143,500 34,770

(注) 指定予定地域名、市町名、指定予定地域の規模：平成 26 年 12 月 1 日現在。

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の安定供給の確保や農業の生産性の向上等を図るためには、農業生産にとって基礎的な資源である農地や水利条件を改善することが重要であることから、農地中間管理機構との連携を図りつつ、担い手や集落営農組織などの農業者のニーズや地域全体の合意形成を図りながら、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しつつ、ほ場整備をはじめ、ため池、かんがい排水施設、農道の整備など地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤の整備を計画的に推進する必要がある、その整備の基本的な方向は次のとおりである。

(1) 都市・平地農業地帯

「田」

- ① 水利条件については、原則として用排水分離を基本とし、水稻はもとより、野菜栽培など畑作にも対応できる水管理が可能な施設の整備を進める。また、水利慣行の改善による水利用の合理化や、水の有効利用を図るため用水路のパイプライン化を推進する。
- ② ほ場整備については、担い手や集落営農組織などによる農作業の効率化、生産コストの低減や農地の集積・集約化による経営規模の拡大など、地域の実情に即して整備する。
- ③ 農道整備については、ほ場整備に合わせて進める。
- ④ 土地利用の高度化を図るため、地下水位の高い地域においては暗きょ排水による水田の汎用化を推進するなど、麦、野菜等の作付条件に合った整備を図る。

「畑」

- ① 水田地帯に点在する畑の整備については、田の整備に合わせて実施し、畑地の集団化とともに用水施設の整備を推進する。
- ② 畑作農業における野菜や花きなど多様な経営展開を図るため、用排水施設、農道、客土など農業生産基盤の総合的な整備を推進する。

「樹園地」

- ① 樹園地については、園内道を含めた農道整備を推進する。
- ② 樹園地地帯は全般的に農業用水の確保が十分ではないことから、かんがい用水や防除用水を確保し、その用水を有効に活用するかんがい施設の整備を推進する。

「採草放牧地」

「採草放牧地」の整備については必要な放牧用施設の整備を図るとともに、未利用採草放牧地の活用を推進する。

(2) 中間農業地帯

中間農業地帯の「田」、「畑」、「樹園地」、「採草放牧地」の整備については、都市・平地農業地帯の整備の方向と同様であるが、樹園地の農道や農業用水の確保対策など地域の特性を生かした農業展開ができる整備を推進する。

2 広域整備の構想

広域的な農業生産基盤の整備については、地域の実情、社会的、経済的条件等から広域的に事業を推進することがより効果的なものについて、市町の農業振興地域整備計画と有機的な連

携を保つよう配慮しつつ、農業水利施設や農道の整備を積極的に推進する。

(1) 農業水利施設の整備

本県は古来より農業用水の不足に悩まされてきたが、香川用水によって、水不足が大幅に緩和された。今後は、老朽化により機能低下した基幹的な水利施設の計画的・効率的な保全対策を推進する。

(2) 農道整備

高速道路等の進展に伴う農産物の流通の広域化などに対応して、農作業機械や農産物などの輸送の効率化による高生産性農業を促進するとともに、一般道路などと有機的に連携した効率的かつ効果的な農道網の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

県民の期待に応える食の安定供給や農業・農村の多面的機能を維持するためには、食料の重要な生産基盤である農地を確保・保全して行く必要があるが、本県では都市と農村が近接していることから土地利用の競合が起これ、農地に対する都市的需要が生じているのに加え、農業従事者の減少や高齢化などによる荒廃農地の発生により、県内の農業振興地域内の農地（耕地）面積は、減少傾向を示している。そのため、将来の食料自給の確保や農村環境の保全等の観点からも今後、守るべき農地を明確にし、まとまった一団の農地で耕作条件の良い農地は優良農地として今後も確保しておく必要がある。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

① 都市・平地農業地帯

ほ場整備や水路改修など農業生産基盤整備事業や多面的機能支払制度を計画的に推進し、担い手への農地の集積・集約化の促進、農地や農道・水路・ため池などの保全管理の支援などに努めることにより、農用地等を良好な状態で保全する。

② 中間農業地帯

中間農業地帯の農地は、急傾斜地に拓かれた棚田や樹園地などほ場条件や労働条件が不利であることから荒廃し易いので、中山間地域総合整備事業によるほ場整備や水路改修など農業生産基盤整備のほか、中山間地域等直接支払制度による取組などにより、これら地域における農用地等の保全及び多面的機能の確保に努めるものとする。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 防災施設整備等の事業

ため池の決壊は、農用地等にも被害を及ぼすことから、これら災害の発生を未然に防止するため、老朽化が著しく早期に改修が必要な老朽ため池の整備を計画的かつ積極的に推進する。また、受益者が減少あるいは無くなったり、管理者不在などにより、管理が行き届かず災害の発生が懸念され、防災上危険な中小規模ため池について、地域住民の総意のもと防災措置を講ずるなど、中小ため池の総合的な防災対策を促進する。

さらに、老朽化した海岸保全施設について、高潮、波浪などによる災害を未然に防止するとともに、海岸浸食から農用地を守るため、計画的な整備を推進する。

(2) ほ場整備等の事業による荒廃農地の発生抑制

ほ場整備が実施されていない生産条件の悪い農地は、荒廃し易いことから、農地区画の変更や農業用水のパイプライン化、農道の整備などほ場整備事業の実施により、農作業の省力化や農地の生産性を向上させることで、荒廃農地となることを抑制する。

また、生産条件の不利な農地については、荒廃農地の発生が増加傾向にあることから、とりわけ樹園地の条件整備による省力・低コスト化の推進のほか、再生整備した樹園地には「さぬき讚フルーツ」やオリーブ等需要が拡大している作物の導入などを促進する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 担い手への集積・集約化の促進

農地は、経営規模拡大による農業生産コストの低減など効率的かつ安定的な農業経営が行われることで継続的かつ有効に活用され、その結果として保全される。そこで、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、集落営農の推進、農業生産基盤整備事業の推進、多面的機能の維持等との連携強化を図りながら、一体的に施策を推進することで、人・農地プランの作成・見直しを図り、農地の面的集積や担い手ごとに分散している農地の集約化を促進する。

また、基盤整備を含めて関係機関・団体が一体となって取り組むため、推進体制の整備・構築を図っていく。

(2) 農地の保全・有効利用の推進

荒廃農地の発生を抑制するため、地域の意識醸成を図るとともに、農業委員会が農業上の利用の増進を図るために行う調査・指導や農地中間管理事業の積極的な活用などにより、地域の実情に応じた農地の有効利用や担い手の確保活動を促進する。

また、耕作者が確保された荒廃農地について、立地条件や栽培品目に応じた再生作業、土づくり、生産基盤や農業用機械・施設の整備等を支援し、再生利用を推進する。

特に、中山間地域においては、中核的な担い手や農業に参入志向のある企業に対して、荒廃農地等の農地情報と合わせて、耕作場所に応じたオリーブやキウイフルーツなど収益性の高い農産物情報を提供するとともに、栽培技術の向上や設備投資の負担軽減などを支援することにより、荒廃農地の再生を促進する。

さらに、鳥獣被害防止対策に取り組み、農地の保全に努める。

(3) 農地・水路などの土地改良施設の持続的な保全活動

「ふるさと・水と土基金」や「棚田地域・水と土基金」を活用しながら農用地等の保全活動の推進に努めるほか、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の取組を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の集積・集約化の促進

農業従事者の減少・高齢化の進行などに対応し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図る必要がある。

そこで、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、集落営農の推進、農業生産基盤整備事業の推進、多面的機能の維持等との連携強化を図りながら、一体的に施策を推進することで、人・農地プランの作成・見直しを図り、農地の面的集積や担い手ごとに分散している農地の集約化を促進する。

また、経営の規模拡大に伴う、労働力不足等に対応するため、集出荷調整作業の外部化や農作業の受託組織などの営農支援を強化する農作業支援システムの構築を推進し、意欲ある担い手の規模拡大に向けた農地の集積・集約化を一層促進する。

(2) 農地の効率的な利用の促進

農業従事者の高齢化や減少により、担い手が不足し、遊休農地が増大している地域はもとより、品種・作期の統一化などにより効率的な農地利用を図ろうとする地域においては、地域の実情に応じた集落営農を推進する。

また、担い手とその他農家との役割分担を明確にし、作付地の集団化や作物の栽培改善、農用地の集積・集約化により、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農用地利用改善団体の設立などについて推進・支援を行う。

(3) 本県の構想

農業の担い手として、若者などが就業するためには、農業においても他産業と比較して遜色のない所得が確保できる農業経営が必要である。

このため、今後育成すべき効率的かつ安定的な農業経営について、主たる従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡するおおむね 2,000 時間程度で、他産業従事者と同等の生涯所得が得られるよう、年間農業所得をおおむね 410 万円程度確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指す。

加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を図るため、これら青年等主たる従事者の年間従事日数目標を 150 日（かつ 1,200 時間）以上とし、年間農業所得目標を 410 万円程度のおおむね 6 割以上と設定する。

1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

[個別経営体]

No	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
1	水稲+麦 (米の農家 手取額 12 千 円/60kg)	10.0	水稲 (早生) 2.0 水稲 (中生) 8.0 麦 (小麦) 8.0	基幹 1 名 補助 1 名	487	2,508 (2,734)
2	水稲+麦+ 作業受託	2.5	水稲 (中生) 2.5 麦 (小麦) 2.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 12.0 収穫・乾燥・調製 12.0	基幹 1 名 補助 1 名	531	2,058
3	水稲+飼料 用米+麦	8.0	水稲 (早生) 2.0 水稲 (中生) 2.0 麦 (小麦) 6.0 飼料用米 4.0	基幹 1 名 補助 1 名	450	2,044
4	水稲+麦 (米の農家 手取額 10 千 円/60kg)	16.0	水稲 (早生) 3.0 水稲 (中生) 13.0 麦 (小麦) 13.0	基幹 1 名 補助 1 名	497	2,846 (4,396)
5	水稲+葉ネ ギ+レタス	3.0	水稲 (早生) 1.5 水稲 (中生) 1.0 葉ネギ 0.4 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3 レタス(春どり) 0.7	基幹 1 名 補助 1 名	571	3,602 (6,714)
6	水稲+アス パラガス+ ブロッコリ ー	2.2	水稲 (早生) 1.0 水稲 (中生) 1.0 アスパラガス(施設) 0.2 ブロッコリー 1.2	基幹 1 名 補助 1 名	513	3,592 (4,212)

No	経営 類型	経営 規模	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得	労働時間 (時間/年)
7	水稲+レタ ス+ニンニ ク	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 ニンニク 0.2 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3 レタス(春どり) 0.7	基幹1名 補助1名	559	3,518 (6,183)
8	キャベツ	4.0	キャベツ(11月どり) 1.0 キャベツ(1月どり) 1.0 キャベツ(3月どり) 1.0 キャベツ(4月どり) 1.0	基幹1名 補助1名	529	3,237 (5,173)
9	施設イチゴ	0.3	イチゴ(養液) 0.3	基幹1名 補助2名	594	4,839 (6,175)
10	ミニトマト	0.2	ミニトマト(養液) 0.2	基幹1名 補助2名	603	5,166 (7,308)
11	みかん+中 晩柑+ビワ	2.9	露地みかん (小原紅早生) 0.5 露地ミカン (早生温州) 0.5 露地みかん (青島温州) 1.6 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ(茂木・田中) 0.1	基幹1名 補助1名	520	3,462 (7,224)
12	施設みかん +施設中晩 柑	0.6	施設みかん (小原紅早生) 0.2 施設中晩柑 (不知火) 0.2 (せとか) 0.2	基幹1名 補助1名	495	2,235 (2,334)
13	キウイフル ーツ	0.8	(さぬきゴールド) 0.3 (香緑) 0.3 (さぬきキウイっこ) 0.2	基幹1名 補助1名	553	2,076 (2,210)

No	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
14	施設ぶどう +露地ぶど う	1.0	施設ぶどう (シャインマスカット) 0.2 (ピオーネ) 0.5 露地ぶどう (ピオーネ) 0.2	基幹 1 名 補助 1 名	554	3,197 (3,882)
15	施設もも+ 露地もも	1.6	施設もも(早生) 0.1 露地もも(早生) 0.5 露地もも(中生) 0.5 露地もも(晩生) 0.5	基幹 1 名 補助 1 名	516	3,487 (5,475)
16	オリーブ+ 中晩柑	1.0	オリーブ (マンザニコ) 0.3 (ミッション) 0.4 (ルッカ) 0.1 露地中晩柑 (不知火) 0.2	基幹 1 名 補助 1 名	456	2,768 (2,896)
17	オリーブ	1.0	オリーブ (マンザニコ) 0.4 (ミッション) 0.5 (ルッカ) 0.1	基幹 1 名 補助 1 名	476	2,972
18	輪ギク	0.4	秋ギク(神馬) 0.1 秋ギク(神馬2号) 0.4 夏秋ギク (精の一世) 0.2	基幹 1 名 補助 1 名	511	3,722
19	カーネーシ ョン	0.4	カーネーション 0.3 スタンダード :60% スプレー :40%	基幹 1 名 補助 1 名	519	3,654 (5,880)
20	マーガレッ ト+ひまわ り	0.4	マーガレット 0.45 ひまわり 0.25	基幹 1 名 補助 1 名	521	3,406 (3,675)
21	ラナンキュ ラス+小キ ク	0.4	ラナンキュラス 0.25 小キク 0.1	基幹 1 名 補助 1 名	471	2,851 (4,104)

No	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1 経営体当 たり全労働 時間 (時間/年)
22	酪農	3.0	経産牛 60 頭 初妊牛 4 頭 ほ育、育成牛 16 頭 飼料(イタリアライグラス) 3.0 稲 WCS、稲わら収集面積 2.0	基幹 2 名 補助 1 名	987	4,560 (5,074)
23	肥育牛① (黒毛和種 去勢肥育)	2.0	肥育牛 120 頭 飼料(イタリアライグラス) 3.0 稲 WCS 1.0 稲わら収集面積 2.5	基幹 1 名 補助 1 名	971	2,693 (3,239)
24	肥育牛② (交雑種去 勢 肥育)	—	肥育牛 200 頭	基幹 1 名 補助 1 名	628	3,572
25	養豚	—	繁殖豚(種雌豚) 100 頭 種雄豚 8 頭 肥育豚(常時飼養頭数) 1,100 頭	基幹 1 名 補助 1 名	504	3,602
26	採卵鶏	—	採卵鶏(常時飼養羽数) 40,000 羽	基幹 1 名 補助 1 名	636	3,300 (5,840)

[組織経営体(集落営農(担い手中心))]

No	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
27	水稲＋麦＋ 大豆＋飼料 用米	23.0	水稲（早生） 3.0 水稲（中生） 10.0 麦（小麦） 20.0 大豆 7.0 飼料用米 3.0	基幹 2 名 補助 6 名	1,638	4,500 (5,896)

[組織経営体(集落営農(兼業農家による協業経営))]

No	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
28	水稲＋麦＋ 大豆＋飼料 用米	23.0	水稲（早生） 3.0 水稲（中生） 10.0 麦（小麦） 20.0 大豆 7.0 飼料用米 3.0	集落内で役 割分担 (30 戸)	882 (38.3 千円 /10a)	5,990
29	水稲＋麦＋ ブロッコリ ー	23.0	水稲（早生） 7.0 水稲（中生） 16.0 麦（小麦） 15.0 ブロッコリー 1.1	集落内で役 割分担 (30 戸)	1,017 (44.2 千円 /10a)	6,758

注1) 主たる資本整備については、「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の営農類型モデルに記載している。

注2) 集落営農（協業経営）の農業所得欄は、地代と利益配当を示しており、労働費（800 円/時）は経営費に含めている。

注3) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

注4) 経営所得安定対策の補助金を粗収益とは別に所得として計上（全類型共通）。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

No	経営 類型	経営規模	初期的資 本整備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 たり労働時間 (全労働時間)
1	水稲＋麦＋ 作業受託	[作付面積等] 水稲（中生） 250a 麦 250a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積] 水田 250a	22,722 千円	基幹 1 名 補助 1 名	271	1,288 (1,288)
2	水稲＋葉ネ ギ＋レタス	[作付面積等] 水稲（早生） 110a 葉ネギ 30a レタス（年内どり） 35a レタス（年明どり） 30a レタス（春どり） 30a [経営面積] 150a	14,368 千円	基幹 1 名 補助 1 名	231	3,419 (3,532)
3	水稲＋オク ラ＋レタス	[作付面積等] 水稲（早生） 100a オクラ 10a レタス（年内どり） 35a レタス（年明どり） 30a レタス（春どり） 30a [経営面積] 150a	13,667 千円	基幹 1 名 補助 1 名	231	3,312 (3,552)
4	水稲＋アス パラガス＋ ブロッコリ ー	[作付面積等] 水稲（早生） 100a アスパラガス 10a ブロッコリー（年内どり） 35a ブロッコリー（年明どり） 40a ブロッコリー（春どり） 55a [経営面積] 170a	18,135 千円	基幹 1 名 補助 1 名	322	1,981 (1,981)
5	イチゴ	[作付面積等] 施設イチゴ（養液） 20a [経営面積] 30a	34,562 千円	基幹 1 名 補助 1 名	249	3,542 (4,949)
6	ミニトマト	[作付面積等] ミニトマト（長期） 20a [経営面積] 25a	16,896 千円	基幹 1 名 補助 1 名	243	2,698 (3,308)
7	キャベツ	[作付面積等] キャベツ（11月どり） 40a キャベツ（1月どり） 40a キャベツ（3月どり） 30a キャベツ（4月どり） 40a [経営面積] 150a	11,125 千円	基幹 1 名 補助 1 名	231	1,945 (1,945)

No	経営 類型	経営規模	初期的資 本整備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 たり労働時間 (全労働時間)
8	キュウリ＋ ナバナ	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] 30a	13,663 千円	基幹1名 補助1名	243	2,164 (2,164)
9	露地キュウ リ＋ナバナ	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 7a キュウリ秋露地 7a ナバナ 20a [経営面積] 30a	9,653 千円	基幹1名 補助1名	215	1,767 (1,767)
10	施設ぶどう ＋露地ぶど う	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 20a 露地ぶどう(トンネル) 10a [経営面積] 50a	30,286 千円	基幹1名 補助1名	206	2,162 (2,162)
11	露地みかん ＋施設中晩 柑＋キウイ フルーツ	[作付面積等] 露地みかん(小原紅早生) 30a 露地みかん(普通) 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ(香緑) 20a [経営面積] 80a	17,684 千円	基幹1名 補助1名	303	1,971 (2,091)
12	キウイフル ーツ＋露地 みかん	[作付面積等] キウイフルーツ (さぬきゴールド) 20a キウイフルーツ (香緑) 30a 露地みかん(小原紅早生) 30a [経営面積] 80a	15,764 千円	基幹1名 補助1名	218	2,168 (2,218)
13	露地もも	[作付面積等] 早生(はなよめ) 20a 早生(日川白鳳) 20a 中生(あかつき) 30a 晩生(なつおとめ) 20a [経営面積] 樹園地 90a	8,086 千円	基幹1名 補助1名	249	2,492 (3,042)
14	輪ギク	[作付面積等] 秋ギク(精興の誠) 5a 秋ギク(神馬2号) 25a 夏秋ギク(精の一世) 10a [経営面積] 20a	33,092 千円	基幹1名 補助1名	235	2,055 (2,055)

No	経営 類型	経営規模	初期的資 本整備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 たり労働時間 (全労働時間)
15	カーネー ション	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a	23,445 千円	基幹1名 補助1名	259	2,942 (2,942)
16	マーガレ ット+ひま わり	[作付面積等] マーガレット 25a ひまわり 15a [経営面積] 20a	17,900 千円	基幹1名 補助1名	315	2,101 (2,101)
17	マーガレ ット+小ギ ク	[作付面積等] マーガレット 20a 小ギク 10a [経営面積] 25a	18,423 千円	基幹1名 補助1名	265	2,038 (2,038)
18	ランキュ ラス+小ギ ク	[作付面積等] ランキュラス 15a 小ギク 10a [経営面積] 25a	17,142 千円	基幹1名 補助1名	349	2,768 (2,768)
19	施設ぶど う+ブロッ コリー	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 10a ブロッコリー (年内・年明どり) 50a [経営面積] 80a	30,103 千円	基幹1名補助 1名	225	2,271 (2,271)

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

農業従事者の減少・高齢化の進行などに対応して、農業生産の維持拡大のためには、認定農業者などの担い手の育成や、農業生産の省力化・低コスト化、さらには生産物の高付加価値化の推進を図ることが必要である。

このため、担い手が中核となった安定的・効率的な産地づくりが図れるよう、高性能な農業機械の導入による機械化一貫体系を確立するとともに、育苗施設や乾燥調製施設、たい肥製造施設などの農業生産近代化施設、付加価値を高めるための農畜産物加工施設などを整備することにより、生産拡大を図り、農地利用を推進していくことが重要である。各重点作物別に生産拡大を図る施策の方向は次のとおりとする。

1 重点作物別の構想

(1) 水稻・麦類

水稻や麦については、国内での産地間競争の激化やグローバル化の進展などを踏まえ、本県の強みである「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の高品質化によるブランド力の強化や需要に即した積極的な生産拡大を推進する。

また、水田の有効活用を図るため、飼料用米等の新規需要米や加工用米などの非主食用米の生産を推進する。

さらに、水稻単作から「おいでまい」と「さぬきの夢 2009」による二毛作への転換の促進など、「おいでまい」と「さぬきの夢 2009」の需要に応じた生産拡大を推進するとともに、認定農業者や集落営農組織による農業機械の効率的な利用や、水稻・麦類の主要基幹作業の機械化体系の確立などを進める。

また、カントリーエレベーターやライスセンター等の効率的な利用が図られるよう、その再編整備と併せて、消費の多様化にも対応できる特色ある乾燥調製作業等が可能な施設の整備に努める。

(2) 豆類

水田転作の基幹作物である豆類については、農地の集積・集約化などにより安定的・効率的な生産を進めるとともに、認定農業者や集落営農組織などによる農業機械の効率的な利用や、機械化一貫体系の確立を図るなど経営の規模拡大を推進する。

また、基本技術の励行や生産技術の改善により、実需者ニーズに即した品質や作柄の安定向上を推進する。

(3) 野菜

マーケットインの発想によるブランド化により生産拡大を推進するため、「質」の向上と「量」の確保の両面からの取組みを推進するとともに、県オリジナル品種等の育成や先端技術の導入により、本県の強みを生かした高品質で特色のある野菜の生産拡大を推進し、それらの集出荷施設の整備などにより、高品質の農産物の出荷販売推進し、高い収益の確保を図る。

また、野菜産地の持続的な発展に向け、共同利用機械施設の整備をはじめ、施設・機械の導入を推進する。

(4) 果樹

「さぬき讚フルーツ」など本県の強みを生かし、ブランド力の強化と生産拡大を推進し、それらの選果施設の整備などにより、高品質の農産物の出荷販売推進し、高い収益の確保を図る。

また、果樹産地の持続的発展を図るため、高品質化に向けた栽培技術の導入や省力化・低コスト化に向けた生産体制の確立を推進する。

(5) 花き

県オリジナル品種等のブランド花きの生産拡大と生産基盤の強化を図るため、育苗施設の整備をはじめ、品質向上や省エネにつながる機械・施設等の導入を促進するとともに、実需者ニーズに対応した効率的な集出荷・流通体制の整備を推進する。

(6) 特用作物

茶の省力・低コスト生産を推進する。また、オリーブ栽培の導入を推進する。

(7) 畜産

畜産物の生産拡大のための施設整備や機器、機械及び新技術を導入し、生産コストの低減を図るとともに、高品質化と安定出荷を推進するため、飼養管理や家畜衛生の徹底を推進する。

また、畜産物の流通段階での安全性を確保するため、と畜場や食鳥処理場、GPセンター（鶏卵選別包装センター）、乳業工場などに対しHACCP（細菌や異物に対する衛生管理）方式あるいはHACCPに準じた方式の導入に必要な施設や機器の整備を促進する。

2 広域整備の構想

主要農産物の一時的に集中する定植や収穫作業に対して必要となる労働力を円滑に供給するため、広域での農作業支援システムを構築するとともに、農作業支援に必要な機械の整備を促進する。

また、地域食品産業などとの連携のもと、特色ある加工食品の開発や製品づくりを行う農畜産物の貯蔵加工施設の整備を促進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

近年、基幹的農業従事者の減少や高齢化、兼業化の進行により、農業労働力が量的・質的に低下し、荒廃農地の発生を抑制することや農産物供給力の低下を防止することが課題となっている。こうしたことから、将来にわたり持続的な農業生産を確保するとともに、農業生産の基礎的な資源である農地を良好な状態で維持管理していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立することが重要であり、意欲と能力のある農業者を確保していくことが求められている。

このため、経営改善や農地の集積・集約化に係る支援などにより、認定農業者や認定新規就農者及び集落営農組織などの本県農業を牽引する核となる担い手を確保・育成するとともに、就農ルートの多様化に応じた新規就農の促進、企業の農業参入促進、女性の農業経営への参画促進、高齢者の農業関連活動の推進を図るなどの、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、農業協同組合を中心とした農作業支援組織の育成などを通じた効率的な農業生産支援システムの構築を推進する。

特に、意欲と能力のある優れた青年農業者等をこれまで以上に確保・育成していくことが求められていることから、推進体制の整備強化を図るとともに、幅広く人材を確保できるよう多様な就農ルートに対応した体系的な施策を講じることとし、就農前から就農時、就農後に至るまで、一貫したサポート体制を構築できるよう努めるものとする。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業大学校について、営農実践のための体系的な研修・教育を実施する施設として整備を図るとともに、就農希望者や新規就農者を受け入れて実践的な指導を行う農業法人等に対し支援を行い、設備の整備を行うことで、のれん分け就農を促進する。また、農業・農村への理解促進や農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら取り組む活動に必要な施設の整備等を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 就農に必要な資金手当

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、認定新規就農者の定着と経営の発展を図るため、農業経営の開始や拡大に必要な施設の設置や機械の購入等にあたり「青年等就農資金」の積極的な貸付推進に努める。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な確保

農業会議、農地中間管理機構、農業委員会などと連携して、新規就農者等に対する農地情報の提供や相談を行うとともに、農地中間管理事業などを活用して、新規就農者の円滑な農地確保を促進する。

(3) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

就農希望者や意欲ある農業者の経営改善に向けた各種情報の提供及び相談を円滑に行うため、新規就農相談センターを中心に農業改良普及センターなど関係機関・団体の相互間に

おける連携を密にしてニーズに対するきめ細かな情報提供体制の強化に努める。

(4) 農業に対する理解の促進

食生活を支える身近な地域農産物とその生産を担う農業の大切さに対する理解を深めるため、農作業体験や地域農産物を使った料理体験の機会の充実を図る。特に、子供たちの理解を促進するため、学校や地域の子供会等との連携を強化するほか、農業大学校など農業教育機関との相互連携の促進により青年農業者の育成を図るとともに、市民農園の整備等により社会教育としての農業体験機会の提供促進を図る。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は県土面積が全国一狭いことも相まって、農家1戸当たりの耕地面積は全国平均の約半分であり、経営規模の零細性を克服することが大きな課題である。このため、経営の規模拡大を図るなど、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向け、意欲ある農業者へ農地の集積・集約化を推進する必要がある。

一方、農村地域においては、就業機会が少ないことや、経済的・社会的条件が不利なことから、人口の減少や高齢化が進行しているため、地域内の人口定住及び地域外からの流入を促進することにより、人口の流出を防止し、地域全体の活性化を図ることが必要となっている。

こうした観点から、企業的な農業経営を行う農業法人の経営発展による雇用創出など、地域外に流出していた若者や離農者が地域内の農林業や関連産業等に安心して従事することができるよう安定的な就業機会の増大に努め、もって、地域の活性化を促進するものとする。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

食品産業・外食産業をはじめとする他産業と連携した加工・販売など農業の6次産業化を推進し、開発された新商品の販路拡大を支援することにより、就業機会の確保を図る。

また、グリーン・ツーリズム等都市と農村の交流促進による地域の活性化を通じた就業機会の創出に努める。

なお、これら就労の機会確保のための施設整備用地は、優良農用地の保全等、農業生産環境の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に留意する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

農村地域は、農業生産活動の場であると同時に、地域住民の生活の場であり、そこで展開される地域活動を通じて、食料の安定供給のほか、県土・自然環境の保全、地域固有の美しい景観や伝統文化の保持などの多面的機能を有している。

しかしながら、農業従事者をはじめとする農村地域における高齢化の急速な進行、価値観の多様化や混住化の進行などによる相互扶助活動の希薄化などにより、生産活動や伝統的な文化活動などさまざまな集落機能が低下し、農業の有する多面的機能の維持が困難となっている。加えて、農業集落排水処理施設などの生活環境の整備が都市部に比べて遅れており、これに伴い、農業用水やため池等の水質を悪化させるなど生産環境や自然環境への影響も懸念されている。

このような農村をとりまく状況の中で、農業生産基盤の整備と併せて、農村の持つ豊かな自然環境を生かした生活環境の整備を図るとともに、地域住民との協働活動による地域資源の適切な保全や活用に努めるなど、農業者や地域住民の合意と連携のもとに農村の生活環境の改善を促進する必要がある。

このことから、主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備として、地域交流促進施設などの生活環境施設の整備を推進する。また、農業集落排水処理施設などの適正かつ効率的な整備を推進するとともに、ため池などの水辺空間を活用した環境整備など自然環境の保全に配慮した整備に努める。

なお、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、農地のスプロール的開発が起らないよう、農業上の土地利用との調整を行うとともに、地域住民の積極的な参加や合意を得ながら、次によりこれら施設の整備を図るものとする。

- (1) 計画の対象とする施設は、利用見込人口等を考慮した適正な規模とし、また、これら施設の配置に当たっては、適切な利用圏を設定するとともに、農道、一般道との関連にも十分留意する。
- (2) 施設整備は、農村地域が有する広い空間、豊かな緑を十分生かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、併せて、地域産物を極力活用するなど、地域の特性を生かしたものとする。
- (3) このほか、施設の受益者は主として農業従事者であるが、農業従事者以外の地域住民に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮する。
- (4) 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な取組や多様な主体と連携した活動により施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。